

議員提出議案第 2 号

高槻市議会会議規則中一部改正について

高槻市議会会議規則の一部を別紙のように改正するものとする。

令和7年3月24日

高槻市議会議員	久保	隆
	五十嵐	秀城
	江沢	よし
	田村	のり子
	真鍋	宗一郎
	中村	れい子

高槻市議会規則第 号

高槻市議会会議規則の一部を改正する規則

高槻市議会会議規則（昭和４８年高槻市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１章の前に次の目次を付する。

目次

第１章 会議

- 第１節 総則（第１条－第１３条）
- 第２節 議案及び動議（第１４条－第１９条）
- 第３節 議事日程（第２０条－第２４条）
- 第４節 選挙（第２５条－第３３条）
- 第５節 議事（第３４条－第４７条）
- 第６節 秘密会（第４８条・第４９条）
- 第７節 発言（第５０条－第６６条）
- 第８節 表決（第６７条－第７７条）
- 第９節 公聴会及び参考人（第７８条－第８４条）
- 第１０節 会議録（第８５条－第８９条）

第２章 委員会

- 第１節 総則（第９０条－第９４条の２）
- 第２節 審査（第９５条－第１１１条）
- 第３節 秘密会（第１１２条・第１１３条）
- 第４節 発言（第１１４条－第１２５条）
- 第５節 委員長及び副委員長の互選（第１２６条・第１２７条）
- 第６節 表決（第１２８条－第１３８条）

第３章 請願（第１３９条－第１４５条）

第４章 辞職及び資格の決定（第１４６条－第１５０条）

第５章 規律（第１５１条－第１５９条）

第６章 懲罰（第１６０条－第１６５条）

第7章 議員の派遣（第166条・第166条の2）

第8章 補足（第167条）

附則

第4条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第14条第1項及び第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条及び第24条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第25条及び第26条中「行なう」を「行う」に改める。

第27条中「行なう」を「行う」に、「選挙の宣告」を「（選挙の宣告）」に改める。

第28条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第35条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「会議に付する事件は」の次に「、第141条（（請願の委員会付託））に規定する場合を除き」を加え、「聞き」を「聴き」に改め、

同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第44条第2項中「付託事件を議題とする時期」を「（付託事件を議題とする時期）」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえては」を「超えては」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項及び第60条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第64条中「質疑の回数」を「（質疑の回数）」に、「質疑又は討論の終結」を「（質疑又は討論の終結）」に改める。

第66条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第72条及び第73条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第74条中「行なう」を「行う」に、「議場の出入口閉鎖」を「（議場の出入口閉鎖）」に、「投票用紙の配布及び投票箱の点検」を「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「投票の終了」を「（投票の終了）」に、「開票及び投票の効力」を「（開票及び投票の効力）」に、「選挙結果の報告」を「（選挙結果の報告）」に、「選挙関係書類の保存」を「（選挙関係書類の保存）」に改める。

第76条本文中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項本文中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章第9節の節名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第87条中「発言の取消し又は訂正」を「（発言の取消し又は訂正）」に改める。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第96条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第98条中「行なう」を「行う」に改める。

第99条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第119条第2項及び第122条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読

させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第126条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なって」を「行って」に改め、同条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第128条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第133条及び第134条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第135条中「行なう」を「行う」に、「投票用紙の配布及び投票箱の点検」を「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「投票の終了」を「（投票の終了）」に、「開票及び投票の効力」を「（開票及び投票の効力）」に、「選挙結果の報告」を「（選挙結果の報告）」に改める。

第137条本文中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条第1項本文中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかって」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「及び法人の名称と所在地」を「並びに法人の名称及び所在地」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同項の次に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会への付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条第1項中「、意見を付けて、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「ついては」を「ついては、」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第146条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第149条中「議案等の説明、質疑及び委員会付託」を「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」に改める。

第152条本文中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条本文中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第160条第2項ただし書中「秘密の保持」を「（秘密の保持）」に改める。

第161条中「議案等の説明、質疑及び委員会付託」を「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」に、「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第162条中「行なう」を「行う」に改める。

第163条本文中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「すでに」を「既に」に改める。

第 167 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。